

北空知衛生センター組合情報公開条例

平成30年12月25日

組合条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、北空知衛生センター組合（以下「組合」という。）の保有する情報の公開に関し必要な事項を定め、住民の行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、公正で開かれた組合運営の推進に資することを目的とする。

(実施機関)

第2条 実施機関は、組合長、公平委員会、監査委員及び議会とする。

(準用規定)

第3条 組合の情報公開に関する事項については、深川市情報公開条例（平成9年深川市条例第37号）の規定を準用する。

(審査会の設置)

第4条 前条の規定により準用する深川市情報公開条例第13条第3項に規定する諮問及び北空知衛生センター組合個人情報保護条例（平成30年北空知衛生センター組合条例第6号）第3条の規定により準用する深川市個人情報保護条例（平成9年深川市条例第37号）第25条第3項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、北空知衛生センター組合情報公開・個人情報保護審査会を設置する。

(読替規定)

第5条 第3条の場合において、深川市情報公開条例中「市政」とあるのは「組合の行政」と、「市民」とあるのは「北空知衛生センター組合を組織する市町の住民」と、「市」とあるのは「北空知衛生センター組合」と、「深川市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「北空知衛生センター組合情報公開・個人情報保護審査会」と、「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。